

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第38号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特別職の職員(議会の議員及び教育長である教育委員会の委員を除く。以下「知事等」という。)の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の給与)

第2条 知事、副知事、出納長及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定する者の受ける給料の額は、別表第1に掲げるところによる。

3 第1項に規定する者の受ける通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員(第6条において「一般職の職員」という。)の例による額とする。

4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 第1項に規定する者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(病院事業管理者の給与)

第3条 病院事業の管理者の受ける給与については、一般職給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の9級の職務にある者の例により知事が定める。

2 前項の規定にかかわらず、病院事業の管理者の受ける退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(その他の知事等の給与)

第4条 前2条に規定する者を除くほか、別表第1に掲げる者の受ける給与は報酬とし、その額は、同表に掲げるところによる。

2 知事等(前2条及び前項に規定する者を除く。)の受ける給与は、報酬(その他の名称で、これに類する給与を含む。)とし、その額は、前項に規定する者との権衡を考慮し、予算の範囲内で知事が別に定める。この場合において、勤務の態様により特別の事情のあるものについては、月額又は年額とすることができる。

(知事による検討)

第5条 知事が知事等の給料、報酬及び手当の額その他の給与に関する制度(以下「給与制度」という。)の改正の必要性について検討するときは、有識者による会議を開催し、その意見を聴くものとする。

2 前項の有識者による会議は、学識経験者又は県民のうち知事の指名に応じた者10人以内で構成する。

3 知事は、有識者による会議において聴いた意見の要点を適切な方法により公表するものとする。

4 前3項の規定による給与制度の改正の必要性の検討は、少なくとも2年ごとに行うものとする。

(給与の支給)

第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及びその他の知事等の給与の支給に関しては、知事が別に定める。

2 第2条第5項、第3条第2項及び前項に定めるもののほか、知事等の給与の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(旅費)

第7条 知事等が公務のため旅行をするときは、旅費を支給する。

2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定めるもののほか、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第1条に規定する職員(次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。

3 前項に定めるもののほか、知事等の旅費の支給に関しては、一般職の職員の例による。

(費用弁償)

第8条 旅費のほか、知事等が職務を行うために要した費用は、弁償するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(特別職の職員の旅費等に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)

(2) 特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第97号)

(経過措置)

3 第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き第1条に規定する知事等である者については、施行日の属する月の翌月の初日以降の給与について適用し、同日前の給与については、なお従前の例による。

4 第7条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

5 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この項において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項等を除く。以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職手当の支給) 第2条 略 2 知事等の退職手当の支給は、当該知事等の任期 <u>ごとに行う。</u> 3及び4 略 (知事等の退職手当) 第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、 退職の日におけるその者の給料月額に、知事等と	(退職手当の支給) 第2条 略 2 知事等が任期満了による退職後に当該退職に伴 <u>う選挙又は選任により再び当該知事等の職に就い</u> <u>たときは、前項の規定にかかわらず、当該退職に</u> <u>伴う退職手当は支給しない。</u> 3及び4 略 (知事等の退職手当) 第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、 退職の日におけるその者の給料月額に、知事等と

<p>しての勤続期間に応じ、<u>1月につき100分の30(常勤の監査委員にあっては100分の20)</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日から退職した日までの月数による。<u>この場合において、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。</u></p>	<p>しての勤続期間に応じ、<u>次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>知事 1月につき100分の70</u></p> <p>(2) <u>副知事 1月につき100分の50</u></p> <p>(3) <u>出納長 1月につき100分の35</u></p> <p>(4) <u>病院事業の管理者 1月につき100分の35</u></p> <p>(5) <u>常勤の監査委員 1月につき100分の20</u></p> <p>(6) <u>教育長 1月につき100分の35</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による在職期間の計算は、知事等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。</p> <p>4 <u>知事等で第2条第2項の規定により退職手当の支給を受けることなく知事等となった者に係る前3項の規定の適用については、第1項の規定にかかわらず、前の知事等としての引き続いた在職期間は、後の知事等としての引き続いた在職期間に通算する。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

6 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>79万円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 教育長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和25年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)第3条第1項各号に掲げる<u>給料表の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)</u>の例による額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第3条 教育長の勤務時間、休日及び休暇について</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>82万1,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 教育長の通勤手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和25年鳥取県条例第3号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による額とする。</p> <p>4 略</p> <p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第3条 教育長の勤務時間、休日及び休暇について</p>

<p>は、<u>常勤の監査委員の例</u>による。</p> <p>(旅費)</p> <p>第4条 教育長に支給する旅費については、<u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)</u>の規定を準用し、その額は教育委員会の委員の例による。</p>	<p>は、<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)</u>の規定を準用する。</p> <p>(旅費)</p> <p>第4条 教育長に支給する旅費については、<u>特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和27年鳥取県条例第41号)</u>の規定を準用し、その額は教育委員会の委員の例による。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例の一部改正)

7 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例(平成18年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(平成17年鳥取県条例第94号)及び<u>鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)</u>附則第8項及び第9項の規定は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講ずる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。</p>	<p>鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例(平成17年鳥取県条例第94号)及び<u>特別職の職員の給与に関する条例及び特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第97号)</u>は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴う改正その他の所要の措置を講じる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

8 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前												
<p>別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属機関(鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く)</td> <td>1日につき 10,200円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		附属機関(鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く)	1日につき 10,200円以内	<p>別表第1(第2条、第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員</td> <td>1日につき 10,200円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員	1日につき 10,200円以内
区分	報酬又は給料の額												
略													
附属機関(鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く)	1日につき 10,200円以内												
区分	報酬又は給料の額												
略													
附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員	1日につき 10,200円以内												

病院事業 の管理者		病院事業 の管理者	
鳥取県人 権侵害救 済推進委 員会の委 員			
略	略	略	略
附属機関 (鳥取県 人権侵害 救済推進 委員会の 委員を除 く。)の 委員その 他の構成 員		附属機関 の委員そ 他の構成 成員	
略		略	
備考 略		備考 略	

(鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

9 鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における知事等給与条例別表第1の左欄に掲げる者(知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県人権侵害救済推進委員会及び鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、知事等給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。</p>	<p>(委員会の委員等の報酬の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における知事等給与条例別表第1の左欄に掲げる者(知事等、常勤の監査委員、専門委員、附属機関(鳥取県男女共同参画推進員を除く。)の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長及び選挙立会人並びに審査分会長及び審査分会立会人を除く。)の報酬の額は、知事等給与条例第4条第1項の規定にかかわらず、同表の右欄に定める額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

(引き続き知事等である者の退職手当の特例)

10 施行日の前日から引き続き附則第5項の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例(以下この項において「旧条例」という。)第2条に掲げる職員である者が施行日後に退職した場合に支給する退職手当の額は、次に掲げる額の合計額(退職した日が施行日の属する月である場合には、第1号に掲げる額)とする。

(1) 施行日の属する月までの在職期間について、附則第5項の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第3条第3項の規定により算出した月数に応じ、施行日におけるその者の給料月額に、旧条例第3条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

(2) その者が退職した日までの在職期間について新条例第3条第3項の規定により算出した月数から前号に掲げる月数を控除した月数に応じ、退職した日における給料月額に、同条第1項の規定による支給割合を乗じて得た額

別表第1(第2条、第4条関係)

区 分		報酬又は給料の額
知 事		月額 1,446,000円
副 知 事		月額 1,020,000円
出 納 長		月額 790,000円
教育委員会の委員	委 員 長	月額 204,000円
	委員(教育長である者を除く。)	月額 167,000円
選挙管理委員会の委員	委 員 長	月額 153,000円
	委 員	月額 122,000円
監 査 委 員	常 勤 の 監 査 委 員	月額586,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤 の監査 委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 95,000円
		識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 244,000円
人事委員会の委員	委 員 長	月額 204,000円
	委 員	月額 167,000円
労働委員会の委員	会 長	月額 204,000円
	公 益 委 員	月額 167,000円
	使用者委員及び労働者委員	月額 144,000円
収用委員会の委員	会 長	月額 106,000円
	委 員	月額 86,000円
海区漁業調整委員会の委員	会 長	月額 54,000円
	委 員	月額 47,000円

内水面漁場管理委員 会の委員	会 長	月額	47,000円
	委 員	月額	42,000円
公安委員会の委員	委 員 長	月額	204,000円
	委 員	月額	167,000円
専 門 委 員		1日につき	16,000円以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員 その他の構成員		1日につき	10,200円以内
鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 推 進 員		月額	122,000円
選 挙 長、選 挙 分 会 長 及 び 選 挙 立 会 人		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第1項に定める額	
審 査 分 会 長 及 び 審 査 分 会 立 会 人		最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定に基づき中央選挙管理会が定める額	

別表第2（第7条関係）

区 分	鉄道賃	船 賃	日 当 （1日 につ き）	宿 泊 料 （1夜につき）			食卓料 （1夜 につ き）
				甲地方	乙地方	丙地方	
知 事 副 知 事 出 納 長	旅客運賃及び急行料金、特別車両料金並びに座席指定料金	旅客運賃（旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶（以下「3階級区分船舶」という。）又は旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶（以下「2階級区分船舶」という。）による旅行の場合には、上級の旅客運賃）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
教育委員会の委員			円 2,600	円 13,100	円 11,800	円 10,200	円 2,600
選挙管理委員会の委員 監 査 委 員			旅客運賃及び急行料金、特別車両料金（知事が別に定める旅行に係る場合に限る。）並びに	旅客運賃（3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いず			

人事委員会の委員	座席指定料金	れも上級の旅客運賃) 寝台料金、特別船室料金 (知事が別に定める旅行 に係る場合に限る。)及 び座席指定料金					
労働委員会の委員							
労働委員会の あつせん員							
収用委員会の委員							
海区漁業調整 委員会の委員							
内水面漁場管理 委員会の委員							
公安委員会の委員							
病院事業の管理者							
専 門 委 員	旅客運賃及び 急行料金、特 別車両料金 (知事が別に 定める旅行に 係る場合に限 る。)並びに 座席指定料金	旅客運賃(3階級区分船 舶による旅行の場合には 中級の旅客運賃、2階級 区分船舶による旅行の場 合には下級の旅客運賃。 ただし、知事が別に定め る旅行の場合には、いず れも上級の旅客運賃) 寝台料金、特別船室料金 (知事が別に定める旅行 に係る場合に限る。)及 び座席指定料金	円	円	円	円	円
附属機関の委員 その他の構成員			2,200	10,900	9,800	8,200	2,200
選 挙 長							
選 挙 分 会 長							
審 査 分 会 長							
選 挙 立 会 人							
審 査 分 会 立 会 人							
その他の特別職 の職員							

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)第14条で定める地域並びにこれらに準ずる地域で同令第15条で定めるものをいい、丙地方とは、鳥取県の区域を範囲とする地域をいい、乙地方とは、甲地方及び丙地方以外の地域をいう。この場合において、固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。